

令和6年3月遠野市議会定例会

遠野市教育行政推進の基本方針

令和6年2月20日

遠野市教育委員会



令和6年3月遠野市議会定例会の開会に当たり、令和6年度の「遠野市教育行政推進の基本方針」について申し述べます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類となり、学校生活、教育活動が徐々にコロナ禍前に戻りつつあり、制限のない運動会、学習発表会等の学校行事が行われるようになり、学校に子供たちの元気な声が戻ってきました。

これからの変化の激しい時代を生きる遠野の子供たちが、未来を切り拓くために必要な資質、能力を育むことができるよう、本市の教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとの文化を生かし『夢』と『誇り』を育む学びのまちづくり」の下、本市の学校教育目標である「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」の実現を目指し、子供たちの豊かな成長を支えていくとともに、1学年100人時代を見据え、地域や保護者の声を大切にしながら、未来ある遠野の子供たちにとって望ましい将来を見通した教育環境の整備を検討してまいります。

このような背景を踏まえ、令和6年度の主要な施策の概要について、「遠野市総合計画後期基本計画」大綱4「ふるさとの文化を育むまちづくり」及び「遠野市教育振興基本計画」に沿って申し上げます。

大綱4、政策の第1は「ふるさと教育の推進」、第2は「生涯学習の推進」、そして第3は「ふるさとの文化の継承・創造」であります。

政策の第1「ふるさと教育の推進」については、「就学前教育の充実」と「学校教育の充実」の2つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「就学前教育の充実」についてであります。

この時期の子供は身体的な成長とともに、人格や知識、知恵、対人関係の形成といった、生涯にわたる「生きる力」の基礎を養う重要な時期

であることから、家庭や地域での日常生活のほか、保育所、幼稚園及び認定こども園といった環境での遊びや生活を通じ、心と体の成長の促進と、自我の芽生え、探求心やコミュニケーション能力の向上につながる教育を推進するとともに、小学校への就学に伴う円滑な接続について、学校や関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

また、特別な支援を必要とする子供については、学校や関係機関との連携を強化し、個々の状況を踏まえた療育教室や幼児ことばの教室、臨床心理士による心理相談等の事業等を通じ、子供の就学に対する保護者の支援に努めてまいります。

次に施策の2つ目、「学校教育の充実」についてであります。

未来ある遠野の子供たちにとって望ましい教育環境を整えるとともに、多様な教育活動が展開できるよう4つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「教育内容の充実」については、5つの重点を掲げ、本市の学校教育目標達成に向けて取組を推進してまいります。併せて、本市の教育課題である「学力向上」、「不登校対策」、「高校魅力化サポート」、「グローバル人材育成」についても、「未来づくりサポート大作戦」として、事業をさらに充実させてまいります。

重点の1つ目は「学校経営の質的向上」であります。

地域に開かれた教育課程の実現を目指し、学校運営協議会や学校部会の運営の充実など、学校と地域の連携、協働体制を構築し、地域とともにある学校づくりを進め、学校経営の質的向上を図ってまいります。

また、保護者や地域住民等の理解と参画を得ながら、地域人材や地域資源を教育活動に積極的に取り入れることにより、地域の特色を生かし

た魅力ある学校づくりに努めてまいります。

さらに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、「遠野市立学校教職員働き方改革プラン」に基づき、業務改善に取り組むとともに、教職員の意識改革をするなど、働き方改革を推進してまいります。

重点の2つ目は「確かな学力の育成」であります。

学習指導要領の趣旨を踏まえ、義務教育9年間の学びの連続性、系統性のある学習指導を通じて、確かな学力を身につけるとともに、様々な教育活動をとおして、基本的な生活習慣の確立や公共の精神など社会生活を送る上で必要な資質や能力など、人間形成に寄与していく教育実践に努めてまいります。

各中学校区の小中学校が連携して授業改善を図るという第3次学力向上の取組が令和6年度で前期2年目となります。

教職員の資質向上を目的とした各種研修会を通じて、教職員の指導力及び授業力の向上を図り、「令和の日本型学校教育」を実現できる人材の育成に努めてまいります。

現学年での学習内容を確実に定着させるとともに「身に付けさせたい資質・能力」の育成を図るため、ICT環境を利用したAIドリル等を効果的に活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実に努めてまいります。

未来づくりサポート大作戦として、児童の学習習慣や基礎学力の定着のため、学習ボランティア等の活用による全小学校での「放課後学習支援」の実施や、中学校における学習支援に向けた「公営塾」の実施など、授業以外による学習支援体制の強化を図り、児童生徒の学びを支える事業を展開してまいります。

加えて、遠野高等学校と遠野緑峰高等学校の生徒一人一人の未来の可能性をさらに広げ、支援するため、高校生を対象とした「公営塾」の開設に向けた準備を進めるとともに、遠野高等学校、遠野緑峰高等学校と連携した高校魅力化サポートに係る取組を進めてまいります。

グローバル化に対応した人材の育成については、小学校の外国語授業をより充実させるための小中連携強化や、中学校実用英語技能検定を活用した英語力向上事業の推進、外国語指導助手の中学校区の継続配置の実施など、系統的な指導体制の下、外国語教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

重点の3つ目は「豊かな人間性の育成」であります。

「遠野市わらすっこ条例」に掲げる理念の下、一人一人互いを大切に、良さを認め合える学校、学級づくりに努めるとともに、いじめや偏見、差別の無い社会実現のための人権教育の推進など、あらゆる教育活動を通じて豊かな心を育む教育を推進してまいります。

市内の小中学校では児童生徒数の減少により、学校や学級規模が縮小しております。小規模校ならではの、きめ細かな指導や異学年合同での学びに加え、近隣学校との交流授業などの促進により、多様な考えの育成や集団の中での社会的な適応力を高める取組を進めてまいります。

キャリア教育については、小学校から高等学校まで記録が引き継がれる「遠野市キャリア・パスポート」を効果的に活用し、児童生徒が自身のキャリアを形成するために必要となる能力や態度を身に付けることができるよう発達段階に応じたキャリア教育を進めてまいります。

児童生徒交流においては、児童生徒が歴史的つながりを肌で感じ、郷土の歴史や文化、自然の良さを学ぶ機会となるよう八戸市、大府市、福崎町、西米良村との児童生徒交流の受入及び派遣事業に引き続き取り組

んでまいります。

生徒指導は、学校、学級風土の醸成と、児童生徒及び保護者との信頼関係に基づく積極的な生徒指導の充実と発達支援的な生徒指導に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

いじめや不登校など生徒指導上の諸課題については、教職員をはじめ周囲が、子供たちと向き合う時間の確保を図るとともに、悩みや困難を抱えている児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し適切な支援につなげるため、スクールカウンセラー等の専門家の積極的な活用を促しながら、児童生徒個々の置かれている状況に応じて適切に対応してまいります。

また、様々な原因で学校に通うことができない児童生徒に対する教育相談及び保護者の負担軽減の一環として、令和5年度に引き続き各中学校区に「ジョイントスクール（教育支援センター）」を継続設置し、専任相談員による通級児童生徒のニーズに応じた学習支援の充実や段階的な学校復帰や進路実現に向け、学校や家庭、関係機関と連携しながら、支援に取り組んでまいります。

平和教育につきましては、様々な教育活動を通じて、平和や命の尊さなどについて指導を継続するとともに、市で行っている戦没者追悼式への参画など、子供たちに平和を願う心が受け継がれていくよう、平和教育を着実に推進してまいりたいと考えております。

重点の4つ目は「健やかな体の育成」であります。

児童生徒の成長の基盤となるバランスの取れた食事や早寝早起きをはじめとした規則正しい生活習慣など、基本的な生活習慣の確立に向け、学校及び家庭の協力を得て、児童生徒の健康の保持増進と体力向上の推進に努めてまいります。

生活習慣病予防においては、各種検診の実施による疾病の早期発見や望ましい生活習慣を目指し、肥満の予防、う歯罹患者率改善に向けた学校保健活動を支援するとともに、遠野市学校保健会と連携しながら、児童生徒の健康づくりを推進してまいります。

体力向上については、日常の授業や各学校で実施している業間運動等を通じた体力・運動能力の向上や、「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」を相互に関連付けて一体的に取り組む「60（ロクマル）プラスプロジェクト」の推進など、家庭と協力しながら児童生徒の日常的な運動の機会の確保に努めてまいります。

部活動の地域移行に向けては、「遠野市部活動検討委員会」において課題とされた指導者の確保や活動に係る経費負担について検討を進めるとともに、少子化の中でも継続してスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保することができるよう遠野市の実態に則した地域移行の体制整備に努めてまいります。

児童生徒におけるスポーツ分野の活躍は目覚ましく、市民には多くの感動を、子供たちには夢や希望を与えております。引き続き関係団体と連携し、指導者の育成、児童生徒への技術指導及び競技力の向上を支援してまいります。

重点の5つ目は「特別支援教育の充実」であります。

特別支援教育については、インクルーシブ教育の理念に基づき、特別な支援を必要とする子供たちの実態把握に努めるとともに、保護者との合意形成を大切にした教育相談の充実を図り、児童生徒個々のニーズに応じた教育の場を提供し、全ての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。

特別な支援を必要とする幼児児童生徒への早期から一貫性のある指



導・支援を行うため、家庭、医療、福祉等との一層の連携を図るとともに、就学前から切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

また、専門家による発達相談に係る訪問指導や、通常学級に在籍する個別の支援が必要な児童生徒をサポートする特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒個々のニーズに応じたよりきめ細かな支援を行ってまいります。

「聴覚に障がい」がある児童生徒の学習環境の充実を図るため、ICTを活用した授業支援を進めるとともに、「言葉に障がい」がある児童への発音指導等による改善を図るため、ことばの教室設置校での指導及び専任の講師による巡回指導を継続してまいります。

方針の2つ目、「教育環境の充実」についてであります。

学校施設については、「遠野市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の改修を計画的に進めるとともに、定期的に学校施設点検を行い、施設の修繕や危険樹木の伐採等の維持管理を継続的に実施するほか、老朽化した学習用机・椅子の更新を計画的に進めてまいります。

校務のデジタル化については、令和6年度から運用が開始される「岩手県クラウド版統合型校務支援システム」を本市においても導入し、教職員の業務の効率化と負担軽減及びセキュリティ強化を図ってまいります。

児童生徒の通学対策について、スクールバスの安全かつ効率的な運行に努めることに加え、特別運行による校外活動への支援を継続してまいります。

また、関係機関との連携により実施している通学路合同点検の結果に基づき、必要な安全対策を講じるとともに、地域の方々の協力による登下校時における見守りの強化を図りながら通学時の安全を確保するよ

う努めてまいります。

自然災害等においては、防災関係機関と連携の上、必要な安全対策を講じるとともに、「緊急情報連絡網システム」等により、学校や保護者へ迅速な情報提供に努め、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

経済的な理由により就学が困難な児童生徒への支援としては、就学援助制度により学用品費やクラブ活動費、オンライン学習に係る費用等を給付し、保護者の経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、奨学金制度については、引続き周知に努め、経済的事由により修学が困難である学生へ学資を貸与し、有能な人材育成に努めてまいります。

方針の3つ目、「学校給食の充実」についてであります。

学校給食については、学校給食衛生管理基準を遵守し、食材納入業者や調理・配送業者及び各学校との連携を密にし、安全・安心で栄養バランスの取れた「おいしい給食」の提供と、児童生徒の心身の健全な発達に努めてまいります。

また、遠野市産直連絡協議会等の協力の下、季節に応じた遠野産の食材を積極的に給食メニューに取り入れ、地産地消を進めてまいります。

「生きる力」を育む食育の推進を図るため、栄養教諭との連携により、学校を訪問して成長期にある児童生徒に食に関する正しい理解と適切な判断力を養う授業を実施するとともに、郷土の食文化や地域の農産物への理解を深め、生産者や学校給食に関わる人たちへの感謝の心を育む「交流すまいる給食」を実施してまいります。

学校給食センターは、平成25年の供用開始から11年を経過することか

ら、冷凍庫・冷蔵庫類の入替等、老朽化した設備機器の更新を進めてまいります。

方針の4つ目、「学校と家庭、地域との連携の充実」についてであります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図るため、地域の人材や資源を活かしたふるさと教育の充実や学校と地域の連携を基盤とした子供を育む体験活動等の推進、エリアコーディネーターによる学校と地域のつながりを更に強化してまいります。

また、コミュニティ・スクールの幅広い理解の推進と地域運営組織や地域教育協議会を始めとした地域の既存団体との連携及び協働の強化に向け、取組を進めてまいります。

政策の第2、「生涯学習の推進」については、「社会教育の充実」と「芸術文化活動の推進」の2つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「社会教育の充実」については、4つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「家庭や地域教育の充実」であります。

家庭教育は、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、全ての教育の出発点であるとされております。遠野市PTA連合会を始めとした関係団体との連携のもと、家庭教育の課題に即した「家庭教育ゼミナール」などを開催し、学びを通じた家庭教育への支援に努めてまいります。

また、各地域で教育を推進する団体を中心に、あいさつ運動や読書推進など、地域教育力の向上に取り組んでまいります。

方針の2つ目、「成人教育の充実」であります。

成人教育については、地域を取り巻く多様な課題や環境の変化に対応するとともに、地域固有の特色などを改めて見つめ直し未来につなげていく「人づくり」が求められております。

市民のニーズに対応した出前講座や地域の資源を活かした郷土理解講座などの学習機会を提供するとともに、「いつでも」「どこでも」「だれもが」学習できる環境づくりに向けて、学習情報を発信し、生涯にわたって学び続けることができる取組を推進してまいります。

方針の3つ目、「高齢者教育の充実」であります。

高齢者教育については、高齢化社会における多様なニーズに対応可能な講師や民間団体との連携・協働による社会教育活動を通じ、自らが生きがいを感じ、活力ある生活を送れることができるよう努めてまいります。

また、世代間交流活動などを通して、高齢者の幅広い経験、知識、技能を次世代の人づくりに活かせるよう支援してまいります。

方針の4つ目、「青少年の健全育成と活躍推進」であります。

子供たちが安心安全な環境の下で、のびのびと成長できるよう地域、学校、関係機関などと連携を図りながら、様々な体験活動の充実を図り、子供たちの成長に合わせた健全育成に取り組んでまいります。

次に施策の2つ目、「芸術文化活動の推進」についてであります。

子供たちの創造性やコミュニケーション能力などを育むため、国や県更には市内の関係団体と連携して、「青少年劇場」「いわて芸術家派遣事業」など専門性を活かした事業を展開し、子供たちが優れた芸術に接する機会を提供してまいります。

政策の第3、「ふるさとの文化の継承・創造」については、「文化的資料の保存と活用」、「文化財の保護」、「歴史の継承と人づくり」の3つの施策に取り組んでまいります。

まず施策の1つ目、「文化的資料の保存と活用」については、2つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「博物館活動の推進」であります。

『遠野物語』や遠野の歴史・文化をテーマとした特別展・企画展を開催し、「遠野物語」の理解を深める学習機会を提供するとともに、遠野まちなか・ドキ・土器館においては、小中学生の郷土学習や、市民・観光客の学習交流施設としての役割を果たしてまいります。

また、市内の児童生徒向けに出前授業や展示解説を行う博物館教室を通年で開催し、学校との連携に努めてまいります。

方針の2つ目、「図書館活動の推進」であります。

本に関する企画展、図書館教室及び児童向けの映画会等充実したイベントを開催し、市民が求める情報や資料の提供等サービスの向上に努め、知的好奇心を高める場として更なる読書活動の普及と利用しやすい図書館を目指してまいります。

また、「第4次遠野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校や児童館及び地区センターと連携し、小中学校・児童館・福祉施設等への図書貸出を行うとともに効率的に移動図書館車を運行し、子供たちが小さいころから読書に親しめる環境の構築を進めてまいります。

次に施策の2つ目、「文化財の保護」については、3つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「文化財調査・保護」であります。

文化財の調査や記録、修理及び修繕については、継続的に取り組むとともに、市民協働による文化財の継承活動をより一層推進してまいります。

特にも、令和5年3月に国史跡指定を受けた「鍋倉城跡」については、我が国の貴重な史跡として永久的に保護していくため、保存と活用に関する計画の策定を進めてまいります。

方針の2つ目、「郷土芸能伝承活動の推進」であります。

郷土芸能の伝承を推進するため、担い手などによる積極的な活動を支援し、郷土芸能団体相互の連携を強化し、発表機会を提供してまいります。

方針の3つ目、「遠野遺産の認定と保護活動の推進」であります。

足元に眠る地域の宝の掘り起こしを継続しながら、遠野遺産を広く周知することで保護を推進し、遠野らしい文化・風景を次世代に継承してまいります。

施策の3つ目、「歴史の継承と人づくり」については、3つの方針に沿って進めてまいります。

方針の1つ目、「市史編さん事業の推進」であります。

市史編さん委員会及び各専門部会は「資料編」「通史編」「民俗編」の調査活動を行い、その成果を活用して市民向けの市史講座等を開催しながら、遠野の歴史に理解を深める機会の提供と人づくりに努めてまいります。

方針の2つ目、「歴史や文化を継承・発信する人づくり」であります。

遠野の文化を発信する講座を開催するとともに、市内小学校において昔話を継承する子ども語り部など次世代への文化伝承を担う人づくりに努めてまいります。

方針の3つ目、「本と文化と子育ての融合」であります。

「こども本の森 遠野」は、子供たちが本に親しむことで夢を育み、未来への可能性を広げる場であります。積極的に読書活動を行う意欲を高めるとともに、市内の教育機関等のさらなる活用が図られるよう、図書館事業と連携しながら取り組んでまいります。

以上、令和6年度の遠野市教育行政推進に関する基本方針と主要な施策の概要について、申し述べました。

学びを止めない教育の実現を目指して、学校と家庭と地域と行政の4者が連携協力し、総がかりで「遠野の子ども」を育ててまいります。

遠野で育ち、遠野で学び、遠野で暮らしてよかったと思える教育の実現を目指し、だれ一人取り残さず、一人一人が輝く教育を推進してまいります。

議員各位、並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和6年度に向けた教育行政推進の基本方針といたします。